

魚津市の項第34号を次のように改める。

34			削 除			
----	--	--	-----	--	--	--

魚津市の項第37号を次のように改める。

37			削 除			
----	--	--	-----	--	--	--

富山市の項第 188号を次のように改める。

188	市道	市道区画街路第2803号線	富山市西町3-6高野紙店前から富山市総曲輪三丁目6-15黒川鞆店総曲輪本店前まで	65m	11-22	車両
-----	----	---------------	--	-----	-------	----

富山市の項第301号を次のように改める。

301			削 除			
-----	--	--	-----	--	--	--

別表1 (3)一方通行

富山市の項第181号を次のように改める。

181	富山市西町3-6高野紙店前から富山市総曲輪三丁目6-15黒川鞆店総曲輪本店前までに至る市道区画街路第2803号線は、同順路の進行方向の一方通行とする。		65m	22-11	自動車・原付	
-----	---	--	-----	-------	--------	--